

昭和学院高等学校学則（抄）

第1章 総 則

第 1 条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高等普通教育を施すことを目的とする。

第 2 条 本校は昭和学院高等学校と称する。

第 3 条 本校は、千葉縣市川市東菅野2丁目17番1号に置く。

第 4 条 本校の修業年限は3年とする。

第 5 条 本校の課程及び収容定員は次のとおりとする。

全日制課程 普通科

学 年	学級数	収 容 定 員
第1学年	8	320名（男女）
第2学年	8	320名（男女）
第3学年	8	320名（男女）
計	24	960名（男女）

第2章 入学資格

第 6 条 本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

1. 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
2. 所轄庁の定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

第3章 学年・学期及び休業日等

第 7 条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第1学期 4月1日より 8月31日まで

第2学期 9月1日より12月31日まで

第3学期 翌年1月1日より 3月31日まで

第 8 条 授業時間は毎日午前8時20分より午後3時10分までとする。但し時季により之を変更することがある。

第 9 条 休業日は次のとおりとする。

1. 国民の祝日・日曜日・本学院創立記念日

2. 夏季休業 7月21日より 8月31日まで

3. 冬季休業 12月25日より翌年1月 7日まで

4. 春季休業 3月25日より 4月 4日まで

5. 県民の日 6月15日

但し、教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは、学校長の判断により規定にかかわらず休業日を変更することがある。

第4章 教育課程及び履修単位数

- 第10条 1. 昭和学院高等学校及び昭和学院中学校においては、学校教育法第71条の規定により、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して行うものとする。
2. 昭和学院高等学校の教育課程は、高等学校学習指導要領及び中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件の告示に基づき編成する。
3. 昭和学院高等学校の校長は、教育課程を編成しようとするときは、あらかじめ昭和学院中学校の校長と協議するものとする。
4. 教育課程及び履修単位数（毎週教授時数）は、別表のとおりとする。

第5章 入学・在学・留学・休学及び退学

- 第11条 入学の時期は毎学年の始めとする。
- 第12条 入学志願者は、入学願書に入学考査料を添えて学校長に提出する。
- 第13条 入学の許可を受けた者は、入学金・入学時施設費を添え、保護者と連署で誓約書を学校長に提出する。
- 2 第1学年に入学を希望する昭和学院中学校の生徒は、高等学校の校長の定めるところにより必要な書類を当該校長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定にあわせて、第1学年に入学を希望する昭和学院中学校の生徒は選考を行わず入学を許可する。
- 第14条 保護者は、入学者の父母又は之に代わり監督の責に任ずる成年者であることを要する。
- 第15条 学校長は、保護者の住所が学校所在地より遠隔の地に在るときは、学校所在地近郊に住所を有し一家計を立てる成年者を代理人と定め誓約書に連署させることがある。
- 第16条 学校長において保護者又はその代理人を不適当と認めたときは、之を変更させることがある。
- 第17条 保護者又はその代理人の身分住所に異動を生じたときは、直ちに学校長に届け出ねばならない。
- 第18条 病気その他の事由で欠席・遅刻・早退せんとするときは、その事由を具し保護者又はその代理人よりその都度学校長に届出ねばならない。
- 第19条 外国の学校に留学しようとする者及び病気又はやむを得ない事由によって、休学又は退学転学せんとする者は、その事由を具し保護者またはその代理人で学校長に願い出、許可を受けねばならない。前項の留学・休学期間は前後を通じて1カ年以内とする。
- 第20条 学校長は、次の各号の一に該当する者は、退学を命ずることがある。
1. 性行不良で改善の見込みがないと認められた者。
 2. 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者。
 3. 引続き1カ年以上欠席した者。

4. 正当な事由なく1カ月以上欠席した者。

5. 出席常ならざる者。

第21条 学校長は教育上必要と認められたときは、生徒に懲戒を加えることができる。懲戒を分けて、次の4種とする。

1. 訓戒 2. 謹慎 3. 停学 4. 放校

第6章 授業料・入学検査料・入学金及び施設費

第22条 授業料・入学検査料・入学金及び施設費は、次のとおりとする。

授業料（月額）	33,000円
入学検査料	25,000円
入学金	160,000円
施設費（入学時）	160,000円
施設費（月額）	12,000円
教育諸費（月額）	1,500円

2 昭和学院中学校からの内部進学生については、外部校受験者を除き、入学金を2分の1とする。

第23条 在籍者は出席の有無にかかわらず授業料等を別に定める方法で、所定の期日に納入しなければならない。

2 正当な理由がなく、かつ所定の手続きを行わずに前項に規定する授業料等を3ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは除籍することがある。

3 生徒が休学したときは、第1項の規定にかかわらず、その始期の属する翌月から第1項に規定する授業料等を免除することがある。

第24条 既に納入した授業料・入学検査料・入学金及び施設費は、理由のいかんを問わず返還しない。

第7章 修業・卒業及び褒賞

第25条 修業及び卒業は平素の成績・考査の成績・出席状態及び操行により、之を定める。

第26条 卒業生には卒業証書を授与する。但し、授業料等の滞納がある場合は卒業証書を授与しないことがある。

第27条 品行方正・学業優等の者には褒賞を授与する。

第8章 教員組織

第28条 本校には学校長及び法定数の教職員を置く。

第 9 章 服 装

第 2 9 条 生徒は本校所定の服装を着用しなければならない。